

大田区文化財保存事業費補助金交付要綱

平成 8 年 12 月 13 日教社社発第 464 号教育長決定
改正 平成 12 年 3 月 29 日教学庶発第 930 号学校教育部長決定
改正 平成 30 年 3 月 14 日 29 大函発第 11780 号教育総務部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、大田区文化財保護条例(昭和 56 年条例第 19 号。以下「条例」という。)第 10 条及び文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 182 条第 1 項の規定に基づき、区の区域内に存する文化財の保存事業に要する経費に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助事業者)

第 2 条 この補助金の交付の対象となる文化財の保存等に係る事業(以下「補助対象事業」という。)及び補助金の交付を受けることができる者(以下「補助事業者」という。)は、別表に掲げるものとする。ただし、次に掲げる団体又は個人は、補助事業者としない。

- (1) 大田区暴力団排除条例(平成 24 年条例第 38 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団
- (2) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)
- (3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいる団体

(補助対象経費)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第 2 条の補助対象事業に係る経費とする。ただし、補助対象経費に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の額及び交付基準)

第 4 条 補助金の額(率)は、別表に掲げるとおりとし、予算の範囲で定める。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金の額は、補助対象事業 1 件につき 1 会計年度に 500 万円を超えない額とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、大田区文化財保存事業費補助金交付申請書(別記第 1 号様式)に次の書類を添えて、区長に申請しなければならない。ただし、国指定又は都指定文化財に係る補助対象事業に

については、添付書類の一部（第6号を除く。）を省略することができる。

(1) 補助対象事業計画書（別記第2号様式）

(2) 経費予算書（別記第3号様式）

(3) 写真、見取図等

(4) 申請者の収支状況がわかる資料

ア 申請者が法人その他の団体の場合 当該事業を実施する日の属する会計年度の前年度以前3年分の収支決算書及び当該年度の収支予算書

イ 申請者が個人の場合 申請書を提出した日の属する年の前年分の収入状況がわかる資料

(5) 団体に関する調書（別記第4号様式）

(6) 国指定又は都指定文化財の場合は、国庫補助対象事業としての補助金交付決定通知書の写し又は東京都文化財保存事業としての補助金交付決定通知書の写し

(7) その他参考となる資料

2 補助事業者は、前項の申請を行う場合において、補助対象となる文化財が群を構成しているときは、その数量にかかわらず、1件として申請しなければならない。

（交付決定及び通知）

第6条 区長は、前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、大田区文化財保存事業費補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の場合において、区長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

3 区長は、第1項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、大田区文化財保存事業費補助金不交付決定通知書（別記第6号様式）により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 区長は、前条第1項の決定に当たっては、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すものとする。

（申請の撤回）

第8条 補助事業者は、第6条の規定による補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、その交付の決定の通知受領後14日以内に、申請を撤回することができる。

（事情の変更による交付の決定の取消し等）

第9条 区長は、この補助金の交付を決定した場合において、天災地変その他事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったときは、

補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(承認事項)

第 10 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、大田区文化財保存事業費補助対象事業計画変更等承認申請書（別記第 7 号様式）により、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の計画変更等承認申請書が提出された場合は、これを審査し、決定した補助金の額等を変更する必要があると認めたときは、これを変更して交付決定を行い、大田区文化財保存事業費補助金交付決定変更等通知書（別記第 8 号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第 11 条 区長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第 18 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 12 条 区長は、第 9 条又は前条第 1 項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者が補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 区長は、第 18 条の規定により、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(補助対象事業の完了時期)

第 13 条 補助対象事業は、補助金の交付の決定を受けた会計年度末までに完了しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から 30 日を経過する日又は補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度

の4月10日のいずれか早い日までに大田区文化財保存事業費補助対象事業実績報告書（別記第9号様式）に次の書類を添えて区長に提出しなければならない。第10条第1項第3号の規定により補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合も、同様とする。

(1) 収支報告書（別記第10号様式）

(2) 補助対象事業の成果を証する書類、写真、図面、その他参考資料
（事故報告等）

第15条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、今後の当該補助対象事業の遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その処理について指示を受けなければならない。

（状況報告等）

第16条 補助事業者は、補助対象事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、書面により補助対象事業の遂行の状況について区長に報告し、その処理について指示を受けなければならない。

（遂行命令）

第17条 区長は、前2条の規定による報告又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助対象事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 区長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助対象事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

3 区長は、前項の規定により補助対象事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第11条第1項第3号の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

（補助金の額の確定）

第18条 区長は、第14条の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大田区文化財保存事業費補助金額確定通知書（別記第11号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第19条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた場合は、補助金交付請求書（別記第12号様式）により区長に補助金の交付請求を行うものとする。

(是正のための措置)

第 20 条 区長は、第 18 条に規定する調査等により、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 21 条 補助事業者は、第 11 条第 1 項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第 22 条 前条第 1 項の規定により、加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 23 条 第 21 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 24 条 区長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該補助事業者に対して交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(財産の処分の制限)

第 25 条 補助事業者は、当該補助対象事業により取得し、又は効用を増加した財産を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して区長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により、区長の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合は、区長が指定する額を区に納付しなければならない。
(帳簿及び関係書類の整備及び保管)

第 26 条 補助事業者は、当該補助対象事業に係る帳簿及び関係書類を整備し、補助金が交付された年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

付 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に要綱で定められた様式の規定に基づき作成されている用紙で、残存するものは、平成 15 年 3 月 31 日までの間に限り使用することができる。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

区 分	補助対象事業	事 業 内 容	補助事業者	補助金の額（率）	
区指定文化財	有形文化財（建造物）	保存修理	解体修理、屋根葺替、塗装修理、部分修理、移築修理、剥落防止、損傷修復、虫損修理、腐食防止、汚損撤去、その他保存のために必要な工事	区指定有形文化財の所有者又は管理責任者	補助対象経費の50%以内の額
		管理・環境整備	火除地等の設定、保護柵、覆屋等の設置及び修理、鳥獣虫害防除・防カビ（大規模な作業等は、実施周期を限定する。）、その他管理・保全に必要な事業		
		防災施設設備整備	警報設備、消火設備、避雷設備、防犯・防盜設備、避難設備等の設置及び修理、危険木診断及び危険木対策工事、耐震診断及び耐震対策工事		
	有形文化財（建造物を除く）	保存修理	有形文化財（建造物）の保存修理事業に準ずる事業		
		管理・環境整備	有形文化財（建造物）の管理・環境整備に準ずる事業		
		防災施設設備整備	有形文化財（建造物）の防災施設設備整備事業に準ずる事業		
		保存施設等整備	保存のために必要なもの（保存庫、保存箱、台座等）の新調及び修理		
	無形文化財	伝承基盤整備	保存伝承に必要な設備の修理・購入並びに材料及び用具の修理・購入	無形文化財の保持者又は保持団体	
		保存伝承	実技指導、後継者養成講習会、発表会の開催・参加等、伝承養成事業に必要な用具等の修理・購入		

有形民俗文化財	修理事業	(半)解体修理、屋根葺替、塗装修理、部分修理、移築修理等、腐食等防止工事	区指定有形民俗文化財等の所有者又は管理責任者	
	管理・環境整備	有形文化財(建造物)の管理・環境整備に準ずる事業		
	防災施設設備整備	有形文化財(建造物)の防災施設設備整備に準ずる事業		
	保存施設等整備	保存のために必要なもの(保存庫、保存箱、台座等)の新調及び修理		
無形民俗文化財	伝承基盤整備	保存伝承に必要な道具等の損傷修復及び保存のために必要なもの(保存箱等)の新調及び修理	無形民俗文化財の保存に当たっている団体	
	保存伝承	無形文化財に準ずる事業		
史跡名勝天然記念物	保存修理(復旧)	部分修理、損傷修復、腐食等防止等の保存事業	区指定史跡名勝天然記念物の所有者又は管理責任者	
	保護増殖	樹勢回復等、病虫害駆除		
	管理・環境整備	管理に必要な標識・囲柵その他の施設の設置、その他環境整備に必要な事業		
	防災施設設備整備	避雷設備の設置、火災・盗聴器等警報設備の設置、自動消火設備等の設置、鳥虫害防除その他の環境保全		
国指定文化財	文化財保存事業費関係補助金交付要綱(昭和54年5月1日文化庁長官裁定)等に基づき国庫補助対象事業となった総事業費500万円以上の保存事業		国庫補助金の交付決定を受けた所有者、管理団体、保存団体等	国庫補助対象経費の額から国庫補助及び都が定める当該補助事業に係る交付決定額を差し引いた額の50%以

			内の額
東京都指定文化財	東京都文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、補助対象となった総事業費 500 万円以上の保存事業	東京都の補助金の交付決定を受けた所有者、管理団体、保持団体、保存団体等	都が定める補助対象経費の額から都が定める当該補助事業に係る交付決定額を差し引いた額の 50% 以内の額

備考

- (1) 区指定文化財に、自然災害等特別の事情により、応急的復旧事業の必要が生じた場合、当該事業を補助対象事業とする。ただし、当該事業が、補助金の交付の決定前に既に施工済み又は施行中である場合、被害状況が写真等により自然災害等に起因するものであることが証明できる場合に限る。
- (2) 前号の場合における補助金の額（率）は、当該事業に係る経費の 80%以内の額とする。